

新型コロナウイルス感染者に係る受診時の資格証明書の取り扱いについて

資格証明書で受診した場合、通常は医療機関窓口で一旦10割をお支払いいただき、後日申請により給付割合相当分をお返すこととなりますが、特例措置により、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがある場合は、被保険者証と同様に3割で受診できます。

詳しくは、市民国保課国保係までお問合せください。

※資格証明書とは

特別な理由がなく、1年以上保険税を滞納された場合、被保険者証を返還していただき、「資格証明書」を交付することがあります。

【お問い合わせ先】

市民国保課 国保係

電話:092-942-1193(直通)

Eメール:kokuho@city.koga.fukuoka.jp